

栗東市空家等対策協議会（第9回） 意見概要とその後の経過

番号	意見	回答（R4.2月現在）	その後の経過
1	管理者が明らかな空家であっても、管理されている空家と殆ど管理されていない空家がある。どの時点で管理者に指導するか明確にする必要がある。各自治体では問題が発生してから動く状況にあるので、防犯面（放火・盗難・破損・倒壊等）、環境面（草木の繁茂・害虫の発生等）のトラブルが発生する前に対応する必要があるため、管理者に空家対策特措法等の内容をわかりやすく冊子等で知ってもらう活動が必要である。	空き家の相談、苦情等につきましては、所有者は市で調査し、空家所有者に対し、空家等の適正管理を依頼する文書と空き家周りの除草や立木管理の依頼先を紹介するチラシ等送付して指導しております。また、広報りっとうへの掲載や固定資産税納税通知と連携した啓発、市外への転出時にリーフレットの配布なども行っているところですが、ご意見のとおり、今後も、市民と関わる様々な機会を利用して、啓発等の活動を進めて参ります。	R4年度（R5年1月10日現在） <ul style="list-style-type: none"> 自治会や近隣住民からの苦情 24件 適正管理を促す通知 15件 広報りっとう6月号に啓発記事を掲載 固定資産税納税通知と連携した啓発 約2万3千件 転出時にリーフレットの配布 約270部 今年度空家等現況調査で確認できた空家所有者に対し、意向調査とともに啓発 151件
2	来年度実施の空家等現況調査で把握した内容を元にして、意向確認をどのように進められるかが重要である。	意向確認の方法については十分に検討しながら進め、その結果については、空き家の適正管理に活用して参ります。	<ul style="list-style-type: none"> 前回調査以降に確認できた空家所有者に対し、意向調査（R5年1月17日まで） 151件
3	空家になる前に抑えることが重要で、空家の原因で多いのが、相続と一人住まいの高齢者が施設に入った後そのままになることで、いざ、空家対応の話を進めようとしても意思確認できず、売買、処分ができなくなる。親族も何をどうすればいいのか分からずに放ったらかしになる。例えば、家族信託なども解決の糸口になるかもしれないし、「家族信託とは何か」など、終活、相続をキーにした活動が必要と考える。	相続や登記に関わる内容についての相談会の開催や専門家に身近に相談できる体制なども検討する中で、空家化の予防に努めて参ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市民講座「空き家で困らないために」を実施予定。（R5年3月11日） 「住まいのエンディングノート（仮称）」（空き家になる前に親族で住まいについて話し合ってもらうきっかけになるようなシート）を作成予定。
4	栗東市は他市に比べて、一般市民がレンタルできるスペースが少ない。空家の利用者登録が5件だが、実際にはもっと多いと感じている。空家をシェアハウスとして活用している例もあり、利活用に市民の期待の大きさを感している。また、栗東市には古民家を再生して成功したカフェや古民家風の空家もあるので、再生業務も一つの柱として考える必要がある。実情調査や再生手段は、協議会内で分科会を作り、PDCAを回して進捗を把握しながら活動することも大事だと思っている。コロナ禍で集まることは難しいが、オンライン会議なども計画しながら活動できればと思う。	空家等所有者と売買・賃貸希望者をつなぐ「りっとう空家バンク」を通じ、利活用に向け、広く情報発信等を進めていきたと考えています。 また、会議の開催については、コロナ禍の状況も踏まえて、検討して参ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内や近隣市で空き家を活用して団体の活動場所やシェアオフィス等されている事例の訪問調査を実施するなど、今後の空き家利活用につながる情報収集を行う。

